

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		戸籍事務			
作成（修正）年月日	令和7年5月2日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	203
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民防災部市民課	事務区分	☐ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☒ 特定課共通事務⇒	[特定課名] 大船支所、玉縄支所、 腰越支所、深沢支所
個人情報ファイルの利用目的		人が生まれてから死ぬまでの間の身分関係を公に記録し、証明するため			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱件数	☒ 1,000件以上 ☐ 1,000件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名（フリガナ含む） ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 父母氏名 ☒ 続柄 ☒ 本籍地 ☒ 筆頭者 ☒ 身分事項 ☒ 死産の日時			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☒ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☐ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☐ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☒ メールアドレス ☐ 個人識別符号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☐ 口座内容 ☐ 画像 ☒ 無戸籍者情報：無戸籍者に係る通称、生年月日、住所、連絡先、母の氏名及び本籍地			
要配慮個人情報の取扱い	☐ 有⇒ ☒ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤			
		根拠	☐ 法令等（名称：） ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）		
記録範囲		鎌倉市に戸籍届をした人、他市町村に届をして本籍が鎌倉にある人、無籍者			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☐ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	☐ 法令等（名称：） ☐ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)		
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（） ☐ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		

収 集 の 時 期	□定期（ 月～ 月） ■随時 □その他（ ）		
記 録 の 形 態	■文書 ■電磁的記録（記録媒体：HD、磁気ディスク） □その他（ ）		
電子計算機の処理	□無 ■有（個別システム名：戸籍情報総合システム ）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号) 継続用紙のとおり
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 □第 1 項（法令）根拠法令（ ） □第 2 項第 1 号（本人同意） □第 2 項第 2 号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	■ 有⇒ □ 無	提供先	継続用紙のとおり
		個人情報の内容	継続用紙のとおり
		提供の方法	□オンライン結合 □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） □答申無（審議会への報告） ■その他の方法（継続用紙のとおり）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ■第 1 項（法令）根拠法令 （ 戸籍法 ） □第 2 項第 1 号（本人同意） □第 2 項第 号（上記以外の利用） □答申有 （□類型答申第 号 □個別答申第 号） □答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 1 8－1 0		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■ 有 □ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—		
備 考	戸籍法第 1 条、第 3 条第 2 項、第 8 条、第 11 条及び第 24 条第 3 項、第 119 条の 2・戸籍法施行規則第 75 条、		
継続用紙使用	□ 無 ■有		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 (継続用紙)

個人情報ファイルの名称	戸籍事務
-------------	------

	1 目的外利用
	利用の根拠:個人情報の保護に関する法律第 69 条(以下、事務の名称後()内に該当項及び号数を記載)
	(1) 課名: 市民税課
	事務の名称: 144 市民税・県民税賦課事務(第1項)
	143 軽自動車税事務[旧 63](第1項)
	(2) 課名: 高齢者いきいき課
	事務の名称: 332 成年後見制度利用支援事業に係る事務(第1項)
	(3) 課名: 選挙管理委員会事務局
	事務の名称: 798 裁判員候補者予定者名簿調整事務(第1項)
	(4) 課名: 保育課
	事務の名称: 240 保育所等入所事務(第2項第2号)
	(5) 課名: 道水路管理課
	事務の名称: 640 土地境界確定事務(第2項第2号)
	(6) 課名: 環境保全課
	事務の名称: 479 鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例に基づく事務(第1項)
	(7) 課名: 市民健康課
	事務の名称: 397 相談支援業務(第2項第2号)
	2 提供
	(1) 提供先: 法務局
	個人情報の内容: ①戸籍内容 ②無籍者情報
	提供の方法: 専用通信回路によるデータの送信、書面
	(2) 提供先: 保健所
	個人情報の内容: 鎌倉市で受理された出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の届出につき、事件本人について届書に記載されている内容
	提供の方法: 専用通信回路によるデータの送信
(3) 提供先: 税務署	
個人情報の内容: 鎌倉市で受理された死亡届出につき、氏名、生年月日、住所、本籍地、世帯主の主な仕事、届出人の氏名、事件本人との続柄、住所	
提供の方法: 書面	
(4) 提供先: 法務省	
個人情報の内容: 戸籍内容	

